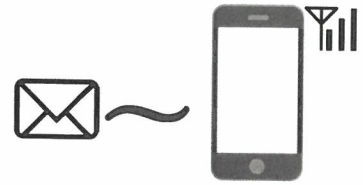




平成 28 年  
4月1日から



## 手話通訳派遣がメールで申請できるようになりました

平成 28 年 4 月 1 日より、三鷹市手話通訳者等派遣事業のメール申請の受け付けが始まりました。これによりスマートフォンなどの携帯電話やパソコンから手話通訳者等の派遣申請ができるようになりました。

ご利用の際には、事前登録が必要となりますので、別添の登録用紙を下記まで、郵送、持参又はファクスによりご提出ください。

登録用紙受理後、市から登録完了通知を発送します（登録には概ね 7 日程度かかります）。

登録完了通知には、手話通訳派遣専用メールアドレスが記載されていますので、通知受領後、メールでの派遣申請が可能となります。

### 記

#### 登録用紙の提出先

三鷹市健康福祉部障がい者支援課障がい者支援係（本庁舎 1 階 16 番窓口）  
〒181-8555 三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号  
ファクス番号 0422-47-9577

#### （注意事項）

ファクス等での申請と同様に派遣希望日の3 日前（土日祝休日を含まない。）までに申請してください。

登録できるメールアドレスはお一人 1 アドレスまでです。

受け付けは平日（祝日除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時になります。

#### 【お問い合わせ】

三鷹市健康福祉部障がい者支援課

障がい者支援係（本庁舎 1 階 16 番窓口）

ファクス：0422-47-9577

メール：shien@city.mitaka.lg.jp（問い合わせ専用）

## 手話通訳者・要約筆記者派遣事業のご案内

### 利用方法

○ 「利用したい日」の3日前まで（土日祝休日を含まない。）に

① FAX（0422-47-9577）

② 窓口（市役所1階16番窓口 障がい者支援課）

③ メール（事前の登録が必要）

※手話通訳か要約筆記かを明記する。

のいずれかの方法で市（障がい者支援課）に申請する。

→派遣決定後、申請者に手話通訳者（又は要約筆記者）の「氏名」を連絡します。

○ 派遣終了後、手話通訳者（又は要約筆記者）の持っている「実績報告書」に署名（サイン）をします。

### 利用料

無料

### 注意事項

以下の目的には、手話通訳者（又は要約筆記者）派遣サービスをご利用いただけません。

○ 政治活動 ○ 営利活動 ○ 宗教活動 等

その他、ご利用には一定の制約、条件がありますので、詳しくは、障がい者支援課にお尋ねいただくか、市ホームページをご覧ください。

三鷹市 手話 派遣

検索

